

平成30年1月5日
原規放発第1801054号

緊急時のための原子力規制委員会行動規範第六条第三項の緊急時
モニタリング実施計画に関する専決処理に係る決裁を代行する者
を指名する件

核物質・放射線総括審議官

緊急時のための原子力規制委員会行動規範第六条第三項の規定に基づき、防
災基本計画に基づく緊急時モニタリング実施計画の策定及び改訂に関する専決
処理に係る決裁を代行する者としてあらかじめ専決者の指名する者及び代行の
順位は、次のとおりとする。

- 一 放射線防護企画課長
- 二 監視情報課長
- 三 前二号に掲げる者のほか、オフサイト総括又は放射線班要員として原子
力規制庁緊急時対応センター（E R C）に参集している放射線防護企画課
又は監視情報課職員のうち職制上の段階が上位の者